



KUMAMOTO

GREEN Rotary-Club

Kumamoto green rotary·club district 2720 rotary international

The Weekly Bulletin

ロータリー：
変化をもたらす

2017~2018年度テーマ

国際ロータリー 「変化をもたらす」 ————— R.I.会長 イアンH.S.ライズリー

地区方針 「ロータリーを奨励し、ロータリーを楽しもう」 R.I.2720 地区 ガバナー 永田壯一

熊本グリーンRC 「ロータリーを楽しみ、会員相互の研鑽・親睦を深めよう」

熊本グリーンRC会長 河野景治

■例会日：毎週月曜日 18:30～19:30
 ■例会場：熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル
 TEL096-326-3311

■創立：平成元年2月22日 ■会長：河野景治 ■幹事：中島三千代 ■会報担当：長野義文
 ■事務所：熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル内
 TEL096-354-4521 FAX096-354-4053 E-mail:kgrc@serc2720.org

国際ロータリー
第2720地区

熊本グリーンロータリークラブ週報

【2017年11月27日】

第1281回

2017-2018年度 第18回

【例 会】

1. 開会・点鐘 18:30

2. 食事と交歓

「奉仕の理想」(ロータリーソング)

来 訪 者 紹 介 (河野 景治 会長)

来訪者

熊本江南RC 住永 金司 君

友 情 の 握 手

会長スピーチ (河野 景治 会長)

この一週間は、奉仕プロジェクト委員会の事業である職場訪問（21日）、そして農業委員会（イモ掘り）と、職業奉仕関連のクラブ事業が実施されました。関連の委員会、参加メンバーの方々には誠にお世話になりました。農業委員会は松村会員からその報告があるかと存じます。職場訪問については、福島委員長が本日例会参加できぬため、私からご報告を申し上げます。21日に参加者12名で福岡の拓新産業様にお伺いいたしました。拓新産業様では既にグリーンクラブの為にわざわざレジュメをご準備いただいており、藤川社長から直々に「働きやすい職場環境を目指して～わが社の働き方改革30年～」の講義をいただきました。その内容は、経験と研鑽で積み上げられたもので、自営業である小生にとって今後に糧となる幾つもの引出しを賜った次第で、非常に感銘深いものでございました。壁に貼ってあった掲示物の

もの引出しを賜った次第で、非常に感銘深いものでございました。壁に貼ってあった掲示物の撮影も快く了解いただきました。ちょうど先週は「勤労感謝の日」もございまして、時を同じくしてその神頤のお話を拝聴できた次第です。また、「勤労感謝の日」は昔、「新嘗祭（にいなめさい）」でございました。（収穫を祝う祭事ですが皇室の行事という事でもあり名称が変わったとの説もありますが）そして米国の11月の第4木曜日はサンクスギビングデー（感謝祭）、第4金曜日はブラックフライデーと、この一週間は、一年を通じて職業（勤労）～収穫～感謝～を再確認する週でもあったかと存じます。（農業委員会のイモ掘りも、まさしく収穫祭でございました。）これからも職業に感謝、そして創出される収穫に感謝を～と、再確認の一週間でございました。

- 1. 職場内の安全について
 「安全運転」「フォークリフト走行」「声掛け運動」「注意をする勇気」、「トラックの出入庫指導」
 ※忙しくなると守られない場合が多いようですが？
- 2. ハヤリ・ハット・ホーネー 「安全週番」
 安全月報はセンターで生かされていますか
- 3. ハインリッヒの法則
 災害は1:29,000の比率で発生する
 事故の発生割合は、1回の事故で、必ず1件の重大事故の裏には29件の軽い事故があり、さらにその背後には300件もの小さな不安全行動（ハヤリ・ハット）の事例がある
- 4. 報連相について
 （報告は義務）
 安心と信頼は報連相の上に成り立っている
 懈んだり、迷う前に、もっと上司に報連相しよう
- 5. 気持ちの良い挨拶
- 6. 検収ミス・不良品出荷は、お客様の信頼を失う
- 7. 経費削減、再利用の徹底
- 8. 配送との協力、連携

卓話予定

- 12/4 元美術館学芸員 井上 正敏 氏
 12/11 石浦 順一 会員卓話
 12/18 「年忘れ家族会」※年次総会を例会の時間に開催。
 12/25 「定款第8条第1節に基づき」例会取り止め
 1/5 (金) 「熊本市域17RC合同 新春合同例会」 (12:30～例会／13:00～14:00懇親会)
 ★熊本グリーンRC会員は、ホストクラブの熊本北RCのサポートで11:00には集合)

[熊本グリーンRC ホームページアドレス] <http://www.kg-rc.com/>

幹事報告 (田中 純司 会員)

■ 報告事項（その他のロータリー関係）

①「2018～19年度・R財団部門 地区補助金管理セミナー」のご案内

日時：平成30年1月27日（日）
点鐘13:00 終了16:00

場所：ホルトホール大分 3F 「大会議室」

内容：

①地区補助金の仕組みと具体的な申請方法について
②グローバル補助金の仕組みと地区の取り組みについて
③平和フェローシップの概要について

出席要請者：会長、会長エレクト、会長ノミニー（次々期会長）R財団委員長

※出席者が1名の場合は、会長エレクトが出席する事。

■ 例会変更・取止め

<例会変更>

【熊本りんどうRC】

- ①12月21日（木）の例会は、夜例会へ変更のため、同日19:00より熊本空港エミナースホテルにて行います。
- ②1月4日（木）の例会は、新春合同例会のため、1月5日（金）12:30よりホテルキヤッスルにて行います。

【熊本城東RC】

12月18日（月）の例会は、年忘れ家族例会のため、同日18:30よりホテルキャッスルにて行います。

【熊本東RC】

12月19日(火)の例会は、年忘れ家族会のため、同日18:00よりホテルキャッスルにて行います。

【熊本東南RC】

12月20日（水）の例会は年忘れ・クリスマス家族会のため、同日18:30よりホテルキャッスルにて行います。

【熊本水前寺公園RC】

12月20日（木）の例会は、クリスマス親睦会のため、同日18:30よりメルパルク熊本にて行います。

＜例会取止め＞

次の例会は、定款第8条第1節に基づき、例会を取りやめます。

出席 報 告

(栗山義則クラブ管理運営委員 (出席担当長))

	会員総数	21名	出席率	
11 月 27 日	出席免除会員数	2名	55.00%	
	計算上会員数	20名		
	出席会員数	11名		
11 月 13 日	前回の出席会員数	12名	65.00%	
	メーカアップ数	1名		
	修正出席会員数	13名		
メーカアップ済み会員及びメーカアップ訪問先				
• 11/15 熊本水前寺公園RC 大友 君				

委員會報告

①秋の収穫祭（いも掘り）の報告

報告者：福島和見奉仕プロジェクト委員長

1/26(日)に行いました。雨が降りましたが無事終わらせる事ができました。皆様のご協力に感謝申し上げます



② 「ロータリーの友」 11月号内容紹介

報告者：上田 觀一クラブ広報委員長

スマイル (山下佳介会員)

- ▣ ●河野 景治 君、中島三千代 君
 - ▣ 「熊本江南RCの住永様、ご来訪ありがとうございました。11／21の職場訪問、11／26のイモ掘りとこの1週間、関係委員会の皆様、そしてご参加の皆様、ありがとうございました。感謝のスマイル申し上げます。」
 - ▣ ●田中 純司 君
 - ▣ 「先日の父、田中近永の葬儀に際し、皆様には大変お世話になりました、御礼と感謝のスマイルです。」

- ●山下 佳介 君
- ①「住永様のご来訪を歓迎してスマイルします。いつもフェイスブック楽しみに拝見しています。」
- ②「本日、本田会員の卓話楽しみにしています。」
- ●上田 觀一 君
- ①「先週は欠席しましたが、家内が代理で誕生日祝い頂き、ありがとうございました。」
- ②「住永様ますます、お元気の事と思います。本日はありがとうございます。」
- ③「昨日はいも掘り、お疲れ様でした。松村さんが最後まで大変だったと思います。」
- ④「本田悟士さんの卓話を楽しみにしていました。何でも遠慮なく話して下さい。」
- ●松村 秀逸 君、大友 利行 君、栗山 義則 君
- 「昨日の26日はグリーンロータリークラブ農園の芋掘りでした。雨の為大変でしたが、皆様の参加で無事終了しました。参加者の皆様御苦労様でした。」

3. 例会プログラム

卓話者 本田 悟士 会員

演題 「遺言及び遺産分割 他」



約1割

これだけで何の数字か、わかりますか。
実はこれ、日本で遺言が作成される割合の概算です。

概算と申しましたのは、統計学的に有意な大規模調査のデータが見当たらなかったことから、日本で1年間に亡くなられる方の数（ここ数年は120万人台で推移しています）を分子、公正証書遺言が作成された数（H26・10万4490件）及び遺言書の検認数（H26・1万6843件）の合計を分子にして算出しているためです。

遺言書には、普通方式遺言と特別方式遺言があり、前者の多数を占める公正証書遺言は公証人連合会が数字を把握していますが、自筆証書遺言については作成された時点での数は把握されないことから、いざ相続が発生した後に家裁に持ち込まれた数によるしかなかつたためです。

このほか普通方式遺言には秘密証書遺言というものもありますが、これも検認の手続きが必要です。

ちなみに、英国では、2009年実施の遺言書作成率の調査結果では、

- 16~24歳：6%
- 55~64歳：60%
- 75歳以上：82%

となっているそうです。

また、アメリカで35%~50%との情報もあるようですが、確度は不明です。

以上からお察しのとおり今日のテーマは「遺言」なのですが、時間も限られておりまし、お話するポイントを絞らせていただきます。では、そのポイントとは何か。

実は、今から約1年前、最高裁で重要な判断が示されました。

平成28年12月19日最高裁大法廷判決
これがそれです。

「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は遺産分割の対象になるか」という問題について「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となる。」と判示しています。なぜ、これが重要な判断か。

実は、この判決が出るまで、長い間、遺産のうち預貯金、正確には預金と通常貯金については、被相続人が亡くなった際に、当然に、遺産分割を経ることなく、相続人に分割されるものとの判断が判例とされていたのです。

例えば、1000万円の預金を残して、父が亡くなった場合、配偶者と兄妹の子供二人の合計3人が相続人であれば、妻が500万円の預金債権、兄が250万円の預金債権、妹が250万円の預金債権をそれぞれ直ちに取得したわけです。

これは、昭和 29 年 4 月 8 日 最高裁第 1 小法廷判決が、「相続財産たる金銭その他の可分債権と共同相続人の分割承継」について、「相続人数ある場合において、相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解すべき」と判示していたためです。比較的最近も、平成 16 年 4 月 20 日 最高裁第 3 小法廷判決が、「相続財産である可分債権につき共同相続人の 1 人がその相続分を超えて債権行使した場合に他の共同相続人が不法行為に基づく損害賠償又は利得の返還を求めるか否」について同様の判断を基礎として判決を下しています。

従前の扱いと、昨年末の判例変更後とで、どのような違いがあるのか？これについて、続いてご説明します。

昨年末の判例変更後、つまり現在では、どれだけ預貯金の額が少なくとも、遺産分割がまとまるまで（当事者だけの話しによる分割協議か、家庭裁判所での遺産分割調停、あるいは、調停がまとまらない場合の遺産分割審判まで）、とにかく、相続人各自では預貯金に手をつけることができなくなったわけです。

これまでだって、銀行は、相続人全員の実印と印鑑証明をそろえなければ、引き出しには応じなかつたよという経験を持たれた方もいらっしゃるかもしれません、それは、金融機関が、相続人間のトラブルに巻き込まれるのを嫌がったため過度に保守的になつたというだけで、法的には必要のないハードルを設けられていたものです。

直接に、銀行相手に、相続を理由として自分の相続分だけ払い戻せと求めれば、回収ができた（最悪訴訟によってでも）のがこれまでの判例及び実務だったわけです。

ところが、今後は、銀行相手に、単独で、直接払い戻しを請求することができなくなりました。これは非常に面倒なことです。

1000 万円の預金でも、100 万円の預金でも、遺言がなければ、遺産分割協議をし、これがまとまらなければ、家裁に調停の申立をし、これもまとまなければ審判を待つ必要があることになったためです。

遺産分割協議は、必ず全員が参加しなければ有効に成立しませんので、かなりの手間です。

また、調停は、相手方の居住地に管轄がありますし、かなりの期日と時間を重ねることになる（過去には遺産分割十年といわれていた時代もあると聞きます）ため、これまた大変な手間です。

昨年、当職の種子島出張が続いたのも、遺産分割のためでした。相続財産は預貯金のみ、かつ、相続人がたつたの 2 人の事件でしたが、調停を起こさざるを得ず、相手方の住所地で手続きをせねばならなかつたのです。

（この事件は、定額貯金の事案でしたので、従前の判例の取り扱いでも遺産分割必須でした。今後は、銀行預金や通常貯金でも同様に扱いになるわけです。）

遺産分割まで預貯金がおろせないと何が困るでしょう。

お分かりになりますか。

葬儀費用。確かに。

しかし、非常に大きな問題となるのは、相続税の納付かと思われます。

平成 27 年 1 月から相続税控除額が 6 割に減額され、申告・納付を要する人が増えました。平成 26 年は 100 人中 4.4 人だったのが、平成 27 年には 8.0 人となっています。

預貯金がおろせず、どれだけ多額の遺産があっても、自腹を切って一度納めねばならなくなるわけです。

納税に限らず、いちいち協議、調停場合によっては審判を待たねばならない負担はかなりのものです。

これを回避する手っ取り早い方法が、遺言です。

遺言に、どの預貯金は全部誰に相続させる等と明確に記しておく、あるいは、遺言執行者を定めて、その者に解約払い戻しをさせた上で、誰々に何分の何、誰々に何分の何の割合で分けるといったことを定めておくだけで、遺産分割協議も、調停・審判も不要になります。

遺言執行者を定めておけば、その者一人で手続きができます。

（戸籍謄本類などは必要ですが、他の相続人の協力は不要です。）

特に、冒頭でも少し触れた公正証書遺言にしておけば便利です。

自筆遺言だと、要件が厳格で場合によっては無効となるリスクがあるうえ、相続人間で、そもそも成立の真正に争いが生じるといった、先だった者には堪え難い紛争の火種となる場合さえあります。また、検認という手続きが必要になります。

公正証書だとこれが省けるわけです。

また、内容が簡単なもので、関係者に争いもないであれば、弁護士に依頼するまでもなく、直接に公証人役場に行って相談して作ることもできます。

これがないと、わずかな預貯金の引き出しにも、先に話したとおり、協議や調停・審判が必要になってしまいます。

ならば、もともとのように預貯金は当然分割の方がよかつたじゃないかというご意見もあるかと思いますが、実は、そうではないのです。

<事例>

5000万円の不動産、5000万円の預貯金

相続人、子がA B二人の事例

1 生前に、Aが5000万円の預貯金をもらっていた場合、

親の死亡により、ABは不動産の遺産分割をすることになりますが、ここで、Bは、Aが生前に受けた贈与を「特別受益」と主張して、不動産は全部、Bがとるといえることになります。

5000万円ずつ。

民法第903条1項が「共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする」と定めているためです。相続人間の公平をはかるための仕組みです。

2 ところが、生前にAがもらっていたのが、5000万円の不動産だった場合、従前の裁判例によれば、親の死亡により、子は、当然、遺産分割を経ることなく、2500万円ずつの預金債権を取得することとなります。

すると、Aは7500万円相当の財産を、Bは2500万円の財産を得ることになり、不公平な結果となります。

生前贈与されず残された財産が、不動産などなのか、預貯金なのかで金銭的な公平が害されることになるわけです。

なお、とんでもなく不公平という場合は、遺留分減殺という仕組みで調整を図ることができますが、先の事例ではこれも使えません（先の事例では遺留分は4分の1）。

というわけで、預貯金も遺産分割が必要というこれから扱いの方が、公平には資するのですが、先ほどお話ししたとおり、場合によっては非常に面倒なこととなるので、これまで以上に遺言作成の必要性が高まったといえます。

例えば、大した財産は残さないから、子供たちは争わないから・・・なんて無責任なことをいって遺言の作成を怠ることは、残された者泣かせとなることに注意しなければなりません。弁護士は、もめたほうが仕事になり儲かるわけですが老婆心ながら。

遺産分割協議や調停等について弁護士に依頼すると、経済的利益の額に応じてそれぞれの段階で多額の費用を要しますが、遺言書作成については、その5分の1程度の額で作成できることが通常かと思われます。

また、内容が単純で、しかも、遺言執行者をご家族で確保できるのであれば、弁護士に依頼することなく、直接に公証人役場へ行って作成することもできるのです。

これから何十年か、遺言が必要になることなどないと思っておられる方が多数とは思いますが、保険と同じで、お守りと思って、作成・活用を検討されることをお勧めします。

ありがとうございました。



フェイスブックで存在感を高める7つのステップ

「ソーシャルネットワークのロータリアン親睦活動グループ」の委員長を務めるメリッサ・ワードさん（ツインプリッジ・ロークリークラブ所属、米国ニューヨーク州）は、ガバナー、第28・29ゾーンのロータリー公共イメージコーディネーター補佐を歴任し、数々の地域行事で講演者・研修者を務めた経験があります。本号のために、フェイスブックでの存在感を高めるための7つのヒントをワードさんが紹介してくれました。

④ フェイスブックページで募金する。クラブが非営利団体として認められ、フェイスブックで申請手続き（フェイスブックの規約を参照）を行えば、ページ上で寄付を募ることができます。クラブのページがFacebookによって確認・承認され、必要な銀行口座情報を探出することができます。留意事項：これは、米国で501(c)(3)に登録された財団または財団を有する米国のクラブのみに適用されます。

フェイスブックは、クラブの声を発信できる場所です。ソーシャルメディアで氾濫する多くの「雑音」の中でクラブのページを際立たせるために、次の7つのステップを踏むとよいでしょう。

① 視覚的要素をうまく活用する。フェイスブックページの「一等地」とも言えるカバー写真には、クラブの目的を生き生きと伝える写真を使いましょう。投稿用には、楽しく、躍動的な写真を選ぶことが大切です。

② 定期的に投稿する。今後のクラブ活動の情報やプロジェクトの写真を定期的に投稿し、予定している募金行事があればイベント専用のページをつくりましょう。毎週月曜には卓話ゲストの情報、水曜には写真、金曜日にはRotary.orgの記事、のように決めることもできます。

③ 「マイリストーン」を追加する。加盟証状伝達式、歴代会長の就任、主な出来事や表彰などを追加すれば、クラブの「年表」となり、エンゲージメントがさらに高まります。

「いいね！」とシェアを会員に呼びかける。クラブのフェイスブックページの投稿を会員がシェアすれば、その友人の目にとまり、「いいね！」がさらに増えるでしょう。ソーシャルメディアの魔法は、この「拡散」になります。クラブの投稿ができるだけ多くの人のニュースフィードに表示させることができます。

My ROTARYからソーシャルメディア活用に関するフォーラムに参加し、情報やアイデアを交換しましょう。

新着情報
アン・ライスリー・内会員は、2018年に6回の会長主催平和会議を開催します。これらの会議では、平和と協力の7つのロータリー重点分野、および環境の持続可能性とのかかわりを考察します。会員であるなしを問わずどなたでも出席できます。会議の詳細と登録については、[MY ROTARYをご覧ください](#)。

世界インタークトクラブを指導しているロータリークラブは、[2017年インターナショナルビデオ賞]への候補をインタークトナーに勧めましょう。楽しみながら在仕活動をするインタークトクラブの姿を紹介する30秒～3分の作品を募集しています。英語で撮影するか、英語の字幕をつける必要があります。詳しく述べ、インタークトのフェイスブックページで。

今後の予定

11月
ロータリー財団月間

10月30日～11月5日

世界インタークト・週間：この週に特別な活動や行事を行ったインタークトへの戴冠式をダウンロードできます。

28日
Giving Tuesday（落日の火曜日）：ロータリー財団へのオンライン寄付はとても簡単です。

12月
疾患予防と治療月間
10日　人権デー
15日　ロータリー国際大会の早期登録割引の最終日